

尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業

新旧対照表

平成15年5月23日

兵 庫 県

新旧対照表

No	資料名	頁	項目	旧（下線部は削除又は変更部分）	種別	新（下線部は追加又は変更部分）
1	入札説明書	24	2 施設の運営業務の提案に関する条件 (2) イ	イ 2.5mプール 平成18年9月下旬から10月上旬までの1週間及び10月下旬の2週間	変更	イ 2.5mプール 平成18年9月下旬から10月上旬までの1週間及び10月中旬の2週間
2	入札説明書	29	2 割賦支払金 (1) 支払条件 ク 基準金利	金利改定年度の基準日は、平成24年4月1日及び平成29年4月1日の2銀行営業日前とします。改定後に適用する金利は、基準日における基準金利（6カ月LIBORベース5年物（円・円）金利スワップレート（午前10時に共同通信社より発表されるTokyo Swap Reference Rate(TSR)の中値））と提案されたスプレッドの合計とします。	変更	金利改定年度の基準日は、平成24年4月1日及び平成29年4月1日の2銀行営業日前とします。1回目の改定後に適用する金利は、基準日における基準金利（6カ月LIBORベース5年物（円・円）金利スワップレート（午前10時に共同通信社より発表されるTokyo Swap Reference Rate(TSR)の中値））と提案されたスプレッドの合計とします。2回目の改定後に適用する金利は、 <u>基準日における基準金利（6カ月LIBORベース6年物（円・円）金利スワップレート（午前10時に共同通信社より発表されるTokyo Swap Reference Rate(TSR)の中値））と提案されたスプレッドの合計とします。</u>
3	入札説明書	39	2 業務水準低下に対する措置 (3) 再度の是正勧告	上記イのモニタリングの結果、・・・再度上記ア及びイの手続きを行います。	変更	上記(2)のモニタリングの結果、・・・再度上記(1)及び(2)の手続きを行います。
4	入札説明書	39	2 業務水準低下に対する措置 (4) 改善効果が認められない場合の措置	上記ウの手順を経ても・・・	変更	上記(3)の手順を経ても・・・
5	入札説明書	39	2 業務水準低下に対する措置 (5) 事業の中断（契約解除）の決定	上記エの措置をとった後、	変更	上記(4)の措置をとった後、
6	入札説明書	41	3 維持管理・運営に係るサービス購入費の減額方法 (3) 支払停止及び減額の方法 イ	・自然災害時の不可抗力によるもの	変更	・自然災害時等の不可抗力によるもの
7	様式集	第7-5号 様式	設計説明書 施設計画（建築計画）	・A4版2枚以内で記載してください。	変更	・A4版5枚以内で記載してください。
8	様式集	第9-2号 様式	運営業務総括説明書 個別運営業務説明書	・各業務につきA4版1枚とし、合わせて5枚以内で記載してください。	変更	・各業務につきA4版1枚以内として記載してください（健康増進施設運営業務が複数業務になる場合については、各業務につきA4版1枚としてください。）。

新旧対照表

No	資料名	頁	項目	旧（下線部は削除又は変更部分）	種別	新（下線部は追加又は変更部分）
9	要求水準書	4	第1 総則 4 施設構成及び整備スケジュール (2) 整備段階及び整備スケジュール ア 第1次施設整備 のじぎく国体及び全国障害者スポーツ大会対応	・平成18年10月下旬 全国障害者スポーツ大会	変更	・平成18年10月中旬 全国障害者スポーツ大会
10	要求水準書	5	第1 総則 5 用語等 (6)	(6) 面積表記において「(～m ²)程度」とは当該面積等から±10%の範囲内を指すものとする。	削除	
11	要求水準書	21	第2 施設の設計及び建設に係る要求水準 3 施設の機能及び性能等に関する事項 <その他施設> 駐車場 備考欄	・大会時に臨時的に駐車場として利用できるスペースを確保すること。	削除	
12	要求水準書	21	第2 施設の設計及び建設に係る要求水準 3 施設の機能及び性能等に関する事項 <その他施設> 冷凍機械室 アイススケートリンク使用時	・ろ過装置をはじめとする機械設備、バックアップ装置を設置すること。	変更	・冷媒装置をはじめとする機械設備、バックアップ装置を設置すること。
13	要求水準書	37	第3 施設の維持管理に係る要求水準 8 警備業務 (2) 業務の対象範囲	・警備業務の対象範囲は、建物及び外構を含む本施設の敷地全体並びに敷地周辺とする。	削除	・警備業務の対象範囲は、建物及び外構を含む本施設の敷地全体とする。
14	要求水準書	43	第4 施設の運営に係る要求水準 1 総則 (9) 大会開催時の運営業務について	ア 次に示す期間においては、50mプールの一般利用は不可とする。 (7) 国体開催期間（平成18年10月1～4日の4日間）及び開催3週間前から国体開催終了2週間後までの期間。 (1) 全国障害者スポーツ大会開催期間（平成18年10月21～23日の3日間）及び準備期間を含め1週間の期間。 イ 次に示す期間においては、25mプールの一般利用は不可とする。 (7) 国体開催期間（平成18年10月1～4日の4日間）。 (1) 全国障害者スポーツ大会開催期間（平成18年10月21～23日の3日間）及び準備期間を含め2週間の期間。	変更	ア 次に示す期間においては、50mプールの一般利用は不可とする。 <u>平成18年9月上旬から10月下旬までの7週間</u> イ 次に示す期間においては、25mプールの一般利用は不可とする。 <u>平成18年9月下旬から10月上旬までの1週間及び10月中旬の2週間</u>